

燕市選挙公報発行に関する条例の一部改正について

燕市選挙公報発行に関する条例（平成18年燕市条例第27号）の一部を次のように改正するものとする。

令和 3 年 1 2 月 8 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

## 燕市選挙公報発行に関する条例の一部を改正する条例

燕市選挙公報発行に関する条例(平成18年燕市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「掲載文1通と写真」を「掲載文及び写真」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の掲載文及び写真は、市委員会が提供する電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)によることができる。

第3条第3項中「記載」の次に「し、又は記録」を加える。

第4条第3項中「代人」を「代理人」に改める。

第5条中「、市委員会が」を削り、「前日まで、」を「前日までに」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。